



2024年11月1日

各位

会社名 GFA 株式会社
代表者名 代表取締役社長 片田 朋希
(コード: 8783、スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

第12回新株予約権の一部譲渡の承認に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、合同会社トリコロール2（以下、「トリコロール社」といいます。）が保有する第12回新株予約権（2023年12月28日発行）の一部を株式会社REVOLUTION、村上翼氏、藤見幸雄氏、事代堂高英氏、五十嵐眞一氏、事代堂高敏氏（以下、「6名の株主ら」といいます。）に譲渡することを承認する決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の譲渡承認を行った理由

当社は、2023年12月12日付で開示いたしました「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）並びに行使価額修正条項付き第12回及び第13回新株予約権発行に関するお知らせ」のとおり、2023年12月28日を払込期日として第12回新株予約権を発行いたしました。2024年7月17日付「新株予約権の一部譲渡の承認に関するお知らせ」の開示のとおり、割当保有先であったSeacastle Singapore Pte Ltd. が保有する第12回新株予約権の一部をトリコロール社に譲渡しています。

今回、この保有先であるトリコロール社より保有する第12回新株予約権50,070個のうち23,979個を6名の株主らに対して、譲渡することについて、承認依頼がありました。

トリコロール社は、2024年7月17日付「新株予約権の一部譲渡の承認に関するお知らせ」の開示のとおり、第12回新株予約権の一部を譲受しております。また、2024年10月18日付「株式会社ルミライズの株式取得（子会社化）に関する基本合意締結のお知らせ」の開示のとおり、トリコロール社の菅原代表は株式会社ルミライズの代表取締役を兼務しています。

今回、譲渡先である6名の株主らにつきましては、いずれも株式会社ルミライズの既存株主であり、当社が株式会社ルミライズの株式取得を行うに際して、基本合意締結を行った先でもあります。

トリコロール社の菅原代表は株式会社ルミライズと当社との協業等を含む今後の事業展開、株式譲渡に関しての協議を当社と併行して、6名の株主らとも協議を行い、菅原代表の意向に共感をし、また継続して株式会社ルミライズの株式も保有していきたい意向でもあったことから、株式会社ルミライズの株式51%を取得することで子会社化する予定となっております。

そのなかで、同日の10月18日付「有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ」の開示のとおり、菅原代表が当社の執行役員に就任し、新株予約権の付与対象者ともなり、株式会社ルミライズの再生医療事業を通して、今後における当社グループとして成長していくために自身の人脈なども活用して、具体的に海外における事業化のために尽力したい旨の意思表示もいただいております。株式会社ルミライズの株式譲渡に関して、6名の株主らと協議する過程で、今後は菅原代表自身も当社グループの一員としても邁進していく表明もあったことから、6名の株主らもその菅原代表の決意も伺い、自分たちも株式会社ルミライズと同様に当社の事業も応援したいとの意向もあり、当社の株式についてもご関心を持っていたことから、菅原代表から6名の株主らに対して、トリコロール社が現在保有する第12回新株予約権の譲渡のご提案をしたところ、いずれも譲受したい旨で申し出を受けたとのことでした。

前述のとおり、6名の株主らは株式会社ルミライズの既存株主であり、菅原代表の当社との関わり合いについて、また当社の事業に関しても共感を頂いていることも伺っており、譲渡に際しても問題がないと判断し、承認しております。なお、6名の株主らは新株予約権行使後の株式に関しても中長期的に保有する意向であります。

今回の新株予約権の譲渡につきまして、トリコロール社から6名の株主らに対して、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項ないし第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「新株予約権制限超過行使」といいます。）を行わないこと、新株予約権制限超過行使に該当する本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が新株予約権制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、また本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で新株予約権制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させることなど、第12回新株予約権の割り当て契約書に基づく行使条件をすべて承継することを確約済みである旨の書面もトリコロール社より事前に差し入れがあり、当社で確認了承しております。

2. 新株予約権の譲渡内容

譲渡する個数に関しては、トリコロール社と6名の株主らの意向なども踏まえて協議の上でルミライズ株式会社への6名の株主らの出資金額を基準に反映し、それぞれの譲渡個数を決定されています。

- (1) 譲渡先 株式会社REVOLUTION、村上翼氏、藤見幸雄氏、事代堂高英氏
五十嵐眞一氏、事代堂高敏氏
- (2) 譲渡承認日 2024年11月1日
- (3) 譲渡日 2024年11月1日
- (4) 譲渡個数 23,979個（新株予約権1個につき10株）
（譲渡個数の内訳）
 - ①株式会社REVOLUTION：11,981個
 - ②村上翼氏：3,993個
 - ③藤見幸雄氏：2,995個
 - ④事代堂高英氏：2,603個
 - ⑤五十嵐眞一氏：1,996個
 - ⑥事代堂高敏氏：411個
- (5) 譲渡金額 2,230,047円（新株予約権1個につき93円）
- (6) 当初行使価額 51円

※本件譲渡による当該新株予約権の行使条件及び発行要項に変更事項はありませんが、2024年5月1日を効力発生日として当社は株式10株を1株に併合しており、当社の株価及び投資単位につきましては調整されています。

3. 譲渡先の概要（①～⑥）

①株式会社 REVOLUTION

(1) 名 称	株式会社 REVOLUTION
(2) 所 在 地	東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニ ガーデンコート 12F
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 新藤 弘章
(4) 事 業 内 容	不動産事業
(5) 資 本 金	153,542 千円（2024年7月31日現在）
(6) 設 立 年 月 日	1986年3月28日
(7) 純 資 産	1,550,642 千円
(8) 総 資 産	3,549,213 千円

(9) 大株主及び持株比率	合同会社F O 1 63.11% EVOLUTION CAPITAL INVESTMENTS LLC 3.08% BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY 2.98% BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE 2.91% EVO FUND 2.83% 合同会社マラガ 2.00% 株式会社DSG1 1.20% 高田和豊 0.96% 山田祥美 0.63% 柴田達宏 0.60%	
(10) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	株式会社ルミライズの既存株主であり、当社と株式会社ルミライズの株式取得に関する基本合意締結を行った先です。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

②村上 翼

(1) 氏名	村上 翼
(2) 住所	東京都目黒区
(3) 上場会社と当該個人の関係	株式会社ルミライズの既存株主であり、当社と株式会社ルミライズの株式取得に関する基本合意締結を行った先です。現在、株式会社ルミライズの取締役を務めています。また、不動産事を営む株式会社 SENSE の代表取締役も兼務されており、株式会社 SENSE も株式会社ルミライズの既存株主となっております。事業経営だけでなく、個人としての投資運用に関しても知見ある方です。

③藤見 幸雄

(1) 氏名	藤見 幸雄
(2) 住所	東京都港区
(3) 上場会社と当該個人の関係	株式会社ルミライズの既存株主であり、当社と株式会社ルミライズの株式取得に関する基本合意締結を行った先です。経営コンサルとして都内で開業もされています。菅原代表とは以前から懇意の仲であり、その縁で株式会社ルミライズへの出資もされています。本件に関しても株式会社ルミライズへの出資と同様に菅原代表を盛り立てていく一株主として応援したい、共感投資の一環です。

④事代堂 高英

(1) 氏名	事代堂 高英
(2) 住所	東京都中央区
(3) 上場会社と当該個人の関係	株式会社ルミライズの既存株主であり、当社と株式会社ルミライズの株式取得に関する基本合意締結を行った先です。菅原代表と以前から旧知の仲であり、現在は都内で飲食業を営んでいます。菅原代表とのご縁で、株式会社ルミライズへの出資もされていますが、本件に関しても株式会社ルミライズへの出資と同様に菅原代表を盛り立てていく一株主として応援したい、共感投資の一環です。

⑤五十嵐 眞一

(1) 氏名	五十嵐 眞一
(2) 住所	神奈川県横浜市

(3) 上場会社と当該個人の関係	株式会社ルミライズの既存株主であり、当社と株式会社ルミライズの株式取得に関する基本合意締結を行った先です。株式会社ルミライズの取引先でもある動物病院の院長として従事されています。取引先として、株式会社ルミライズの事業に共感し、出資もされていますが、本件に関しても株式会社ルミライズへの出資と同様に菅原代表を盛り立てていく一株主として応援したい、共感投資の一環です。
------------------	--

⑥事代堂 高敏

(1) 氏名	事代堂 高敏
(2) 住所	東京都千代田区
(3) 上場会社と当該個人の関係	株式会社ルミライズの既存株主であり、当社と株式会社ルミライズの株式取得に関する基本合意締結を行った先です。菅原代表とは以前から旧知の仲であり、現在は商社系企業の経営者として従事されています。菅原代表とのご縁で、株式会社ルミライズへの出資もされていますが、本件に関しても株式会社ルミライズへの出資と同様に菅原代表を盛り立てていく一株主として応援したい、共感投資の一環です。

当社は譲渡の承認に先立ち、譲渡先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認のために独自に専門の第三者調査機関であるレストルジャパン 21 株式会社（住所：東京都千代田区内神田 1-7-5 代表取締役：野畑 研二郎）に調査を依頼し、譲渡先が反社会的勢力および反市場行為に関わる内容は確認されなかった旨の報告を受けております。

払込みに要する資金等については、6名の株主らより本件にかかる譲渡金額を上回る資金を保有されていること、またトリコロール社よりルミライズ株式会社への出資に関しても自己資金で余裕資金の一部で運用されていることを口頭で確認しております。その証明としては、6名の株主らがルミライズ株式会社へ出資をそれぞれ行った際の払込入金記録も確認しております。いずれも今回における譲渡代金以上の金額であり、トリコロール社から伺っている余裕資金の一部であることを考慮すると、本件にかかる譲渡金額を上回る十分な資金を保有されていることと判断しております。

以上のことから、当社としても譲渡に際していずれも問題ないと判断しております。

4. 今後の見通し

当該新株予約権の譲渡が当社の業績に与える影響はありません。

(参考)

第 12 回新株予約権の概要

①新株予約権の発行日	2023 年 12 月 12 日
②発行した新株予約権の総数	294,118 個（新株予約権 1 個当たり 10 株）
③発行した新株予約権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 2,941,180 株
④発行価額	総額 27,352,974 円（新株予約権 1 個当たり 93 円）
⑤行使価額及び行使価額の修正条項	行使価額：1 株あたり 51 円 当初行使価額は、2023 年 12 月 12 日開催の取締役会直前取引日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）と同額であります。行使価額は、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日（但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とし、以下「修正日」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、

その直前の終値)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」といいます。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が26円(本新株予約権の発行に係る決議日直前取引日終値の50%に相当する金額の小数以下の端数を切り上げた金額)(以下「下限行使価額」といい、調整されることがあります。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。

⑥権利行使期間

2023年12月29日から2025年12月26日

以 上